

農林漁業団体職員共済組合
飯島 俊彦 理事長殿

全 国 農 団 労
中央執行委員長 大 谷 昇

特例年金の早期清算に向けた確実な一時金払い選択に関する要請

第一次産業関連に働く労働者に対する保障充実に向けた日頃からの取り組みに敬意を表するものです。さて早速ですが、私たち全国農団労は、清算業務である特例老齢農林年金(以下、特例年金)が早期に制度完了するための運動に取り組んでいますが、現場ではそのことを阻害する様々な問題が発生しています。これらの問題を解消するため貴農林年金に以下の要請を行う次第です。

近年の農協(及び農林漁業団体)は、事業取扱高・事業総利益共に減少を続けており、総人件費の抑制を余儀なくされています。このような状況が続けば、日本の農林水産業や食料を守るという本来の使命の達成すら困難になることが想定されます。

一方、標準報酬額の 2.04 %の特例業務負担は、農協等の経営を圧迫する大きな要因となっています。これ以上の特例業務負担の引き上げは論外だとしても、特例年金が制度終了まで継続すること自体が農協等の経営に大きな負荷を与え、私たち労働者の待遇にも重大な影響を及ぼすことは明白であり、一日でも早い制度完了とそれに向けた条件作りが喫緊の課題であることは論を俟ちません。

私たち全国農団労は特例年金制度の早期清算に関して、受給者の大宗が特例老齢農林一時金(以下、一時金払い)を選択することがその前提となると考え、一時金払い制度の実現と選択の拡大に向けて努力して来ました。

2008年に農林年金が実施した「一時金払い制度に関する意識調査」によると、既裁定者で39.2%・未裁定者では45.8%の人が「一時金払いを選択する」と回答しているにも拘わらず、2011年3月末時点での一時金払い制度施行時の既裁定者の請求者は41,217人で、割合は40.4%。制度施行後の新規裁定者の一時金払い請求は7,568人でその割合は35.3%にとどまっています。

このような状況に鑑み、一時金払いの選択を確実に拡大させることによって特例年金制度の早期清算を現実のものとするため、下記の諸点に関する改善・改革に向けた貴農林年金の取り組みを要請致します。

記

1、一時金受給後の再就職に伴う戻入問題について

- ① 一時金を受給した後に再就職した場合、その期間に係わる特例年金(一時金)を戻入する制度となっており、この仕組みが一時金による受給を躊躇させる一因になっている。
- ② 従って、暫定的な措置として一時金戻入に関する事務手続きを簡便なものとする方策を早急に講ずること。
- ③ また、一定の受給額以下の場合は再就職の如何に関わらず戻入が免責される新たな仕組みをつくるよう関係省庁等に働きかけること。

2、特例年金の年金受取口座開設に伴う奨励措置について

- ① 年金受取口座の開設は農協信用事業にとどまらず、事業や運動の展開にあたって重要な位置を占めているため、特例年金を「年金」として受け取る口座開設に対して信連から奨励が行われている。

- ② その結果、農協段階では新規裁定者が一時金払いを選択することに対する負のモチベーションが働き、結果として一時金払いを阻害するような事態も惹起している。
- ③ 従って、特例年金の「年金」受取口座開設に対する奨励を見直すと共に、「一時金」の口座受取に対する奨励を実施するよう農林中央金庫に要請し、各県信連にその内容を徹底するよう指導を求めること。

3、その他

- ① 農林年金受給者連盟の規約には、「農林年金(特例年金)受給権者及び特例老齢農林一時金を受給した者並びにその遺族等を会員とする」とあり、一時金払いの選択が受給者連盟の趣旨・活動を阻害するものではないことを、受給者連盟並びに関係団体に対してより明確にアピールすること。
- ② 支給開始を控えた未裁定者に対する通知に併せて、一時金払いの内容と趣旨の理解を促進させるため、わかりやすい内容で一時金払い制度の周知徹底を図るなど、一時金払いの選択拡大に向けてより一層努力されたい。
- ③ 農協など現場で説明する際の機材としてのQ&A等に関して、実態を踏まえてアップデートするよう努力されたい。

以 上